

# 熊本市・植木町 合併協議会だより

第7回熊本市・植木町合併協議会が5月25日(月)KKRホテル熊本において開催され、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」など13件について協議を行い、原案どおり承認されました。

これで、本協議会で予定をしていた27協議項目すべてにおいて調整方針が整いました。

今回は、第7回までに協議会において承認された協議項目と調整方針(主なもの)を掲載します。

## 【協議項目と調整方針(主なもの)】

### ■協議第1号 合併の方式について

植木町を熊本市に編入する。

### ■協議第2号 合併の期日について

平成22年3月23日とする。

### ■協議第3号 新市の名称について

『熊本市』とする。

### ■協議第4号 新市の事務所の位置について

熊本市手取本町1番1号(現在の熊本市役所)とする。

### ■協議第5号 財産及び債務の取扱い

植木町の財産および債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。  
ただし、その一部を財源として、植木地域の事業に充てるための基金を創設する。

### ■協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い

○「議員の定数及び任期」について、植木町議会の議員は合併時に失職し、50日以内に植木地域において、定数特例による増員選挙(定員2)を行う。  
○「議員報酬及び費用弁償」について、熊本市議会の議員に統一する。

### ■協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

熊本市と植木町にそれぞれ農業委員会を置き、農業委員の任期・選挙区は現行のとおりとする。  
ただし、政令指定都市に移行した場合、再編・見直しを行う。

### ■協議第8号 地域自組織等の取扱い

植木地域に『植木町合併特例区』を設置する。

○設置期間 合併の日から5年間

○処理する事務

- ・区域内におけるコミュニティ関連施策
- ・区域内における地域振興イベントならびに文化および伝統の継承
- ・区域内における観光振興に関する事業
- ・公の施設の設置および管理
- 区長および協議会の構成員
  - ・任期 2年(熊本市長が選任)
  - ・協議会の構成員 16人以内

### ■協議第9号 地方税の取扱い

○「都市計画税」「事業所税」について、5年間の課税免除とし、その後熊本市の税率に統一する。

○「法人市(町)民税」について、5年間の不均一課税(植木町の現行税率を維持)とし、その後熊本市の税率に統一する。

○「入湯税」について、熊本市の税率に統一する。

※なお、「都市計画税」「事業所税」「入湯税」については、植木地域の事業に充てる。

### ■協議第10号 一般職の職員の身分の取扱い

植木町職員は、すべて熊本市の職員として引き継ぐ。

## 両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町
議員の定数及び任期	○議員定数 49人 (富合選挙区1人含む。) ○任期 平成19年5月1日 ～平成23年4月30日	○議員定数 20人 ※次回の選挙から16人 ○任期 平成17年8月2日 ～平成21年8月1日
議員報酬(月額) 議員 報酬 及 び 費 用 弁 償	議員報酬(月額) 議長 822千円 副議長 749千円 議員 678千円	議員報酬(月額) ・平成21年8月1日まで減額 議長 291千円 副議長 245千円 常任・議運委員長 235千円 議員 226千円 ・平成21年8月2日以降 議長 323千円 副議長 272千円 常任・議運委員長 261千円 議員 251千円
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○農業委員会については、法律により一定の要件を超えた場合、2以上置くことができるときとされ、現在、熊本市と富合町の2つの農業委員会がある。 ○政令指定都市になった場合、法律により原則、行政区(区役所)ごとに置くことされている。	○農業委員会については、法律により一定の要件を超えた場合、2以上置くことができるときとされ、現在、熊本市と富合町の2つの農業委員会がある。 ○政令指定都市になった場合、法律により原則、行政区(区役所)ごとに置くことされている。
委員の任期	平成20年7月20日 ～平成23年7月19日	平成21年3月30日 ～平成24年3月29日
地域自治組織等の取扱い	合併特例区とは、 ①市民の声が届きにくくなる。 ②市の周辺部になることにより取り残される。 ③地域の個性や伝統が失われる。 など、合併で心配される事柄に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映させるために設置される特別地方公共団体のこと。 特別職の区長、特例区協議会を置き、規約で定められた事務を自らの事務として処理するとともに、新市基本計画の進行管理等を行う。 また、独自の予算編成権がある。	合併特例区とは、 ①市民の声が届きにくくなる。 ②市の周辺部になることにより取り残される。 ③地域の個性や伝統が失われる。 など、合併で心配される事柄に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映させるために設置される特別地方公共団体のこと。 特別職の区長、特例区協議会を置き、規約で定められた事務を自らの事務として処理するとともに、新市基本計画の進行管理等を行う。 また、独自の予算編成権がある。
地方税の取扱い	都市計画税 税率 0.2% ※固定資産税と合わせて納める。	課税なし
事業所税	○総床面積が1,000m <sup>2</sup> を超える事業所(資産割) 1m <sup>2</sup> につき 600円 ○合計従業員が100人を超える事業所(従業者割) 従業者給与総額 0.25%	課税なし
法人市(町)民税	○均等割 制限税率 (標準税率×1.2) ○法人税割 制限税率14.7%	○均等割 標準税率 ○法人税割 超過税率14.5%
入湯税	税率 1人/1日 150円 免税点 1,500円 (食事代・マッサージ等を含む。)	税率 1人/1日 150円 日帰り1人 70円 免税点 日帰り客で、入湯料金が1人360円以下

特別号  
2009.7

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所政令指定都市推進室内)

Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060  
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbig.jp

### ■協議第16号 総務関係事業について

- 「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」について、熊本市消防団に統合する。
- 「常備消防」について、合併後、新市が山鹿植木広域行政事務組合に加入している間は、現行のとおりとする。
- 「事務組織及び機構」について、現植木町役場に植木総合支所(仮称)を設置する。
- 「投票区」について、植木町の投票区の区割りは、当分の間現行のとおりとする。
- 「入札事務、指名参加願い及び資格審査(工事関係)」について、5年間は現行制度を存続する。ただし、指名参加願いおよび資格審査については、熊本市の基準に統一する。

### ■協議第17号 企画財政関係事業について

- 「コンビニエンスストアでの市税収納」について、熊本市の制度を適用する。

### ■協議第18号 市民生活関係事業について

- 「町名・字名の取扱い」について、「鹿本郡植木町大字」を「熊本市植木町」に置き換える。
- 「行政連絡機構の取扱い」「町内自治会活動支援事業」について、熊本市の町内自治会制度へ統合する。

### ■協議第19号 健康福祉関係事業について

- 「国保料(税)率等」について、5年間で熊本市の国保料に段階的に近づける。
- 「介護保険料」「火葬場」について、熊本市の金額に統一する。
- 「ふれあいきいきサロン事業」について、現行のとおり継続し、新市において手法を検討する。
- 「熊本市優待証」について、通称「さくらカード」を使用できるよう熊本市の制度を適用する。
- 市民病院と植木病院との「診療体制・連携」について、植木病院を新市の北部の拠点病院として位置付け、一体的な経営体制の下で医師数の確保について大学などの関係医療機関に対し要請を行う。

### ■協議第20号 子ども未来関係事業について

- 「保育料」について、熊本市の料金に統一する。
- 「乳幼児医療費助成」について、植木町の自己負担なしは当分の間現行のとおりとする。

### ■協議第21号 環境保全関係事業について

- 「合併処理浄化槽整備事業」について、熊本市の助成制度に統一する。
- 「廃棄物の処理及び清掃」「ごみ収集事業」について、合併後、新市が山鹿植木広域行政事務組合に加入している間は、「ごみの収集」「ごみ袋」「資源物などの分別・収集」については、現行のとおりとする。

### ■協議第22号 経済振興関係事業について

- 「基盤整備事業」「適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業」について、熊本市の地元負担に対する補助率を適用する。
- 「農業集落排水使用料」について、植木町において熊本市の公共下水道使用料水準に見直しを行う。
- 「企業立地促進事業」について、熊本市の補助制度に統一する。
- 「商工会補助金」について、5年間現行の制度を維持し、その後の取扱いについて、植木町商工会と協議する。

### ■協議第23号 都市計画関係事業について

- 「市(町)営住宅使用料の算定」について、合併後に建替えが行われるまでの家賃は、現行の水準とする。
- 「市道の整備(新設・改良)」について、植木地域の用地取得は、5年間買収方式を維持する。
- 「土地区画整理事業」について、着手部分(17.5ha)は事業計画により着実に実施する。また、未着手部分(73.3ha)については、区域・事業手法の見直しを含む総合調査を行ったうえで、整備する。
- 「下水道計画」について、植木町の公共下水道計画を着実に実施する。
- 「下水道使用料」「受益者負担金」について、熊本市の使用料および負担金に統一する。

区分	熊本市	植木町
総務関係事業	熊本市消防団 ○12方面隊75分団152部 3,528名 ※小学校区ごとに1分団 ○報酬(単位:千円) 団長74・副団長59・ 分団長39・副分団長33・ 部長24・班長23・ 団員22	植木町消防団 ○8分団61部 1,028名 ※小学校区ごとに1分団 ○報酬(単位:千円) 団長176・副団長154・ 分団長135・副分団長68・ 部長43・班長11・ 団員11
	※富合町消防団 → 熊本市消防団に統合 富団長 → 熊副団長兼12方面隊長 富副団長 → 熊分団長 富分団長 → 熊副分団長 富副分団長 → 熊部長 班長以下は同じ	
	消防団運営交付金 ○分団 260千円 ○部 40~90千円 (人数に応じて)	○分団 45千円
	常備消防 熊本市消防局(熊本市単独)	山鹿市と山鹿植木広域消防本部を設置 ○植木消防署 植木町の全域および山鹿市鹿央町の一部
企画財政関係事業	事務組織及び機構 総務企画・まちづくり・都市計画・市民生活・税務・子育て支援・健康福祉・産業振興・建設部門および上下水道部門、植木病院、合併特例区を基本に事務分担などを検討中。	
健康福祉関係事業	コンビニエンスストアでの市税収納 軽自動車税、市県民税、固定資産税を収納できる。	制度なし
子ども未来関係事業	国保料(税)率等 ○所得割12.3/100 ○均等割46,850円 ○平等割25,800円	○所得割10.8/100 ○均等割45,000円 ○平等割30,000円
	介護保険料 基準額 年額50,400円 (月 4,200円)	基準額 年額55,800円 (月 4,650円)
	火葬場 使用料 6,000円	使用料 10,000円
	熊本市優待証 ○70歳以上の高齢者など 運賃の2割負担 ○一定基準以上の障がい者 運賃の1割負担 でバス・電車が利用できる。	制度なし
環境保全関係事業	乳幼児医療費助成 小学校入学前までの医療費を助成(一部自己負担あり)	小学校入学前までの医療費を全額助成(自己負担なし)
経済振興関係事業	合併処理浄化槽整備事業 浄化槽を設置する場合 5~50人槽(33~203万円)の助成あり	浄化槽を設置する場合 5~10人槽(33~54万円)の補助あり
都市計画関係事業	基盤整備事業 ほ場整備など地元負担があるハード事業について、6割を地元に補助している。 ※ほ場整備によるハウス移転については全額補助。	独自の地元への補助なし
	農業集落排水使用料 制度なし ※参考(公共下水道使用料) ○水道水(例)20m³ 2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	○基本料金(一世帯あたり) 2,100円 + ○超過料金(人員割) 950円×世帯人員数
	市道の整備(新設・改良) 地元の自治会などの要望に基づく道路改良について、道路用地の取得方法は、熊本市は寄付、植木町は買収の方法をとっている	
下水道使用料	○水道水(例)20m³ 2,240円 ○井戸水 1世帯 1,700円	○水道水(例)20m³ 3,630円 ○井戸水1人世帯 1,470円 2人世帯 2,940円 3人世帯 4,410円 4人世帯 5,880円
	下水道受益者負担金 土地面積200円/m²	一般世帯(均等割) 171,000円
	※土地の面積が854m²以下は市が安く、856m²以上は町が安くなる。	

### ■協議第24号 教育関係事業について

- 「通学区域(小・中学校)」について、現状の校区を引き継ぐ。
- 「小学校英語活動推進事業」について、新市のモデル的な事業とし継続する。
- 「図書館の施設管理運営」について、植木町立図書館は熊本市立図書館の分館とする。
- 「各種体育施設」について、植木地域の施設の使用料は、植木町民が使用する場合、5年間は現行の料金とする。

### ■協議第25号 水道関係事業について

- 「上水道事業」について、植木町の平成28年度までの上水道整備計画を着実に実施する。
- 「簡易水道使用料(水道料金)」について、熊本市の料金に統一する。
- 「簡易水道分担金(加入金)」について、上水道整備計画終了までは、現行の分担金とする。

### ■協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について

- 「都市計画区域及び区域区分」について、合併時は未線引きの「植木都市計画区域」を引き継ぎ、線引きは行わない。新市が政令指定都市になった後、県により線引きが行われる。
- 「市街化調整区域における開発等」について、「都市計画法第34条」に基づく開発許可などや線引きと同時に導入する「集落内開発制度」は植木地域の実情に応じた運用を行う。また、線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。
- 「区役所の取扱い」について、位置は、本協議会として、「植木町役場庁舎」とする。

## 区役所としての植木町役場庁舎の検討

### ①既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで10億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。**植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。**

### ②用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車240台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、**市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。**

### ③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、**自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。**

### ④区内位置

**行政区画編成をどのようにするかの検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。**

### ⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物ついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄ったりすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、**植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活においての拠点性が確保されている。**

**以上のことから、本協議会として、「植木町役場庁舎」を区役所とする。**

区分	熊本市	植木町
教育関係事業	英語活動授業(80校平均) 1年生 4.1時間 2年生 4.5時間 3年生 11.6時間 4年生 11.6時間 5年生 12.0時間 6年生 11.9時間	英語活動授業 低学年 年間25時間 中・高学年 年間50時間
	各種体育施設	施設および照明の使用料が発生する。 町民の使用について、照明の使用料のみ発生する。
水道関係事業	簡易水道使用料(水道料金) (例)13mm 20m³ 2,520円 30m³ 4,200円 20mm 20m³ 2,877円 30m³ 4,557円	簡易水道料金 (例)13mm 20m³ 2,700円 30m³ 4,380円 20mm 20m³ 2,750円 30m³ 4,430円
	簡易水道分担金(加入金) (加入金)	上水道加入金 13mm 63,000円 20mm 126,000円 25mm 189,000円 40mm 630,000円
		簡易水道加入分担金 13mm 39,900円 20mm 52,500円 25mm 141,750円 40mm 283,500円

## 市街化調整区域における開発など

熊本市と植木町が合併し新市が政令指定都市に移行した場合、市街化区域・市街化調整区域の区域区分(線引き)が必須となるため、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われます。

### ○市街化調整区域における開発など

市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されますが、次のような場合には可能となります。

- 1 現在建っている建物について、同じ用途・規模の建替え
  - ・延床面積が、1.5倍まで可能。
  - ・個人住宅は1.5倍か200m²以内まで可能。
  - ・建ぺい率40%・容積率80%以内まで可能。
- 2 線引き前に農地転用の許可を受けていた場合、線引きから6か月以内に「既存権利届出書」を熊本市長に提出すれば、5年内に完了することを条件に建築・開発が可能。
- 3 農家住宅および農業用の建築物
- 4 分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗など(都市計画法第34条に該当するもの)の建築  
(日用品店舗などの例)
  - ・小売店
  - ・一般飲食店
  - ・専門サービス店
  - ・その他
- 5 温泉施設について、都市計画法第34条第2号(鉱物資源、観光資源などの有効な利用上必要な建築物など)の適用地区の指定を行うことにより、地区内は現在と同様な建築が可能。
- 6 都市計画法第34条第9号により、ドライブイン・ガソリンスタンドなどの建築ができる主要幹線道路の指定について検討。
  - (熊本市的主要幹線道路の主な指定路線)
    - [国道]3号(北バイパス)、57号(東バイパス)
    - [主要地方道]熊本田原坂線、  
熊本益城大津線(第2空港線)
    - [一般県道]熊本空港線(第1空港線)
- 7 大規模開発について、都市計画審議会にかけて地区計画の都市計画決定がなされた場合、開発許可の対象。
- 8 市街化調整区域内の集落について、一定の開発を認める集落内開発制度を導入。
  - 現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っています。
  - 導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の実情にあった制度となるように十分に検討を重ねていく予定。

# 熊本市・植木町新市基本計画

## めざすまちの姿

近代日本の夜明け、日本一のすいか、癒しの温泉…  
歴史とロマンにあふれ、さまざまな魅力で人々をいざない  
未来へ発展する新市の北の拠点

## 新市の施策

植木地域のめざすまちの姿を実現するために、各分野において取り組む「新市の施策」を以下のように掲げ、そこで取り組む事業のうち主なものをおもなものを「主要事業」として例示しています。

### 1 「一人ひとりの人権が等しく尊重され、 わけ隔てなく参画できる社会の実現」に向けて

- (1)人権尊重の社会づくりの推進
- (2)男女共同参画の推進

に取り組みます。



- 人権教育啓発推進事業
- 男女共同参画推進啓発事業

### 2 「ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して 心豊かに暮らせる生活の実現」に向けて

- (1)自主自立の地域づくりの推進
- (2)住民生活の安全・安心の推進
- (3)危機管理防災及び消防・救急救助の体制強化
- (4)文化の振興と国際交流の推進
- (5)住民登録・土地情報の適正な管理と提供

に取り組みます。

- 町内自治会活動支援事業
- 地域魅力アップ推進事業
- まちづくり活動支援事業
- 芸術文化出張講座事業

### 3 「生涯を通して健やかで、 いきいきと暮らせる保健・福祉の充実」に向けて

- (1)生涯を通じた健康づくりの推進
- (2)安全・安心のための保健衛生と医療の推進
- (3)高齢者や障がいのある人などへの生活支援
- (4)社会保障制度の適正な運営

に取り組みます。



- 熊本市優待証(さくらカード)交付事業
- 生きがい活動推進事業
- 各種健康診査事業
- 植木病院事業
- ふれあいきいきサロン事業

### 4 「子育てしやすく、子どもたちの健やかな 成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて

- (1)子どもたちの健やかな成長支援
- (2)子育てしやすい環境づくりの推進

に取り組みます。



- 地域子育て支援拠点事業
- 乳幼児医療費助成事業
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 病児・病後児保育事業

## 財政計画

### ◆新市財制計画の概要

歳入	平成21～30年度合計
市税	9,762億円
地方交付税	3,240億円
国・県支出金	4,659億円
市債	2,468億円
その他	3,173億円
合計	2兆3,302億円

※なお、本財政計画は、平成21年度の当初予算を基準としたものであり、今後、状況の変化などにより若干の変動も想定されます。

※詳しくは、合併協議会ホームページをご覧ください。

### 5 「豊かな人間性と

#### 未来を切り拓く力とはぐくむ教育の振興」に向けて

- (1)生きる力をはぐくむ学校教育の推進
- (2)生涯を通じた学習・スポーツの振興
- (3)歴史的文化遺産の継承と活用

に取り組みます。

- 体力・健康づくり拠点整備事業
- 少人数学級事業
- 小学校英語活動推進事業
- 図書館運営事業

- 学校施設改修事業
- 育英奨学金(育英事業)
- 田原坂健康マラソン事業
- ブックスタート事業

### 6 「水と緑の良好な環境の保全と

#### 循環型社会の構築」に向けて

- (1)環境保全活動の推進と良好な環境の保全
- (2)豊かな水と緑に囲まれた良好な環境の形成
- (3)資源循環型社会の構築

に取り組みます。

- 家庭用雨水貯留施設整備事業
- 太陽熱温水器設置補助事業
- 漱石の森づくり事業
- 資源ごみ分別収集運営費助成事業
- ごみ収集施設整備に関する補助事業



### 7 「地域の活力をつくりだす産業・経済の振興」に向けて

- (1)商工業の振興
- (2)観光の振興
- (3)農林業の振興

に取り組みます。



- 農産物の駅(仮称)建設事業
- 農道整備事業(植木東部地区)
- 企業誘致(基盤整備事業)
- 田原坂資料館改築事業
- 企業立地促進事業
- 地域ブランドづくり
- はってん祭事業
- 中心市街地の活性化
- 田原坂ウォークラリー事業
- 「田原坂」の国指定史跡化(フィールドミュージアム)

- 基盤整備事業(南尾迫地区)
- 観光案内所建設事業
- すいか祭りなどの交流型農業イベント開催
- 植木温泉納涼花火大会助成事業
- 中小企業振興助成事業

### 8 「安全でだれにも優しく 使いやすい都市基盤の充実」に向けて

- (1)計画的な都市づくり
- (2)利便性の高い公共交通体系の確立
- (3)良好な道路の整備・保全
- (4)総合的な治水対策の推進
- (5)安全で良好な建築物の整備・推進
- (6)良質な水道水の安定供給
- (7)着実な汚水処理施設の整備

に取り組みます。

- 植木中央土地区画整理事業
- 基幹的路網の整備(国道3号植木バイパスの全線開通)
  - ・道路整備事業(都市計画道路及び幹線道路の整備)
- 公共交通体系の整備
  - ・パークアンドライド施設整備事業
  - ・バスペイ整備事業
  - ・植木駅前公共交通機関乗り入れ施設(ロータリー)整備事業
- 上水道事業
- 公共下水道事業
- 賃貸集合住宅整備費助成事業
- 街なか居住・街並み形成推進事業
- コミュニティバス事業

#### 【各主要事業の記号について】

- ◎…植木地域における新規事業
- …市制度統一に伴う植木地域新規・拡充事業
- …植木地域において既に行われている事業

#### ◆植木地域における投資的経費の内訳

事業名	事業費
植木中央土地区画整理事業	約64億円
体力・健康づくり拠点整備事業	約33億円
道路整備事業(都市計画道路及び幹線道路の整備)	約15億円
学校施設改修事業	約10億円
農産物の駅(仮称)建設事業	約5億円
田原坂資料館改築事業	約4億円
植木駅前公共交通機関乗り入れ施設(ロータリー)整備事業	約2億円
賃貸集合住宅整備費助成事業	約2億円
農道整備事業(植木東部地区)	約2億円
観光案内所建設事業	約4千万円
街なか居住・街並み形成推進事業	約3千万円
バスペイ整備事業	約2千万円
パークアンドライド施設整備事業	約1千万円
小計	約138億円
その他の事業分(経常的に実施する道路維持等)	約57億円
植木地域における投資的経費総額	約195億円

※各事業費については、計画策定期の想定事業費です。

新市計画重点事業は上記のほかに、企業会計分として、上水道事業に約38億円、公共下水道事業に約57億円を計画しており、これを合計すると投資的経費は約290億円となります。